

# 長崎県営住宅に係る連帯保証人の責務

## 1. 請書に記載されているように

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います（民法第446条等）。

- 入居者が家賃等を滞納した場合、まず入居者に請求しますが、履行しなかったときは、連帯保証人が支払わなければなりません。
- 入居者が破産宣告を受け、又は行方不明になったときは、連帯保証人が家賃等を支払わなければなりません。
- 入居者が家賃等を滞納し、強制執行（動産差押え、明渡し等）を受けてもなお滞納家賃等が残ったときは、県は連帯保証人に対して支払督促等や、それに基づく強制執行（動産差押、給与差押、債権差押等）を行う場合があります。

## 2. 連帯保証人の遵守事項

- (1) 入居者が家賃を滞納（3か月以上）した場合、県は連帯保証人に対して納入指導依頼を通知しますので、入居者に支払の指導をしていただきます。
- (2) 入居者が家賃を滞納した場合、入居者に催告書及び呼出状を送付しますが、入居者が誠意ある対応をしなかったとき、県は連帯保証人に対して催告書及び呼出状を送付しますので、連帯保証人自ら支払っていただきます。
- (3) 入居者が何ら手続をとることなく退去し所在が判明しない場合、入居者に代わって退去届を提出いただくとともに、残った家財道具等の処分についても誠意をもって県に協力していただきます。

長崎県土木部住宅課

切取り線

実  
証  
人  
印

## 承諾書

上記、長崎県営住宅に係る連帯保証人の責務についてを了承のうえ、

入居者\_\_\_\_\_の連帯保証人を承諾します。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

実  
印